

2009年3月13日

株式会社 みずほ銀行

取締役頭取 杉山 清次 殿

千代田区春闘共闘委員会

議長 小林 秀治

明治乳業争議支援共闘会議

議長 松本 悟

明治乳業賃金・昇格差別撤廃争議団

团长 小関 守

要 請 書

金融・経済を巡る厳しい環境のなか、社会的責任を担って努力されている貴社に敬意を表します。さて、ご承知の通り、私たちは、貴社が筆頭株主である明治乳業に対し、すでに24年も経過する異常な長期労働争議の全面解決を求め、多くの方々からのご支援を頂きながら、その道筋を切り開くために全力を尽くしているところです。

特に、貴社が筆頭株主として深く関与している、明治乳業と明治製菓の「経営統合」が発表され、すでに、昨年11月26日には両社の臨時株主総会が開催され、共同持株会社「明治ホールディングス株式会社」を、今年4月1日に設立することが承認されています。これは、厳しい経営環境を「経営統合」によって克服し、国際市場を視野に売上高が1兆円を超える、世界有数の「食と健康」企業グループを目指そうとするものであり、まさに、両社にとって歴史的な節目であると同時に、筆頭株主である貴社にとっても将来を見据えた決断だと考えます。

しかし、貴殿もご承知のとおり明治乳業には2件の労働争議があるのです。24年経過する市川工場事件（千葉県32名＝最高裁で棄却・不受理決定）と、14年目の全国事件（9事業所32名＝都労委で審理中）であり、いずれも不当労働行為による「昇給・昇格差別事件」です。

私たちは、経営統合という歴史的な節目を迎えている明治乳業にとって、新会社が健全な企業活動を土台に飛躍するためにも、労働争議の全面解決は避けられない緊急課題だと考えています。

残念ながら、最高裁が市川工場事件への「不受理決定」（2月17日）を出しましたが、しかし、東京高裁判決による認定、すなわち、第一に、「申立人らの集団性」を認め、第二に、集団間の「有意な格差」を認定し、第三に、不当労働行為意思についても、「控訴人らの主張が妥当するとみる余地はある」との判断も、明治乳業にあった事実の認定として確定したのです。

私たちは、これら司法判断の到達点からも、また、「経営統合」という企業の歴史的節目からみても、いまこそ長期争議を全面的に終結すべき局面と判断し運動を強めているところです。

特に、両社の筆頭株主である貴社に対し、明治乳業の歴史的汚点である労働争議の全面解決を決断させることと、深刻な金融・経済危機の中で強まっている、中小企業への「貸し渋り」「貸し剥がし」をやめること等、メガバンクとしての社会的責任を厳しく求めると運動を一体のものとして全国的に強めています。そして、昨年秋期には貴社の全国支店のうち163支店に対し、各地の団体・個人からの積極的なご協力をいただきながら宣伝・要請を行ったところです。

これら運動の到達点を踏まえ、09年の早期に全面解決への確かな道筋を切り開くために、筆頭株主である「みずほ銀行」が、その役割を真摯に果たされることを改めて要請する次第です。

記

一、両社の筆頭株主の社会的責任で、経営統合(4月)の前に「話し合いの場」を設定し、明治乳業に長期労働争議全面解決への決断を厳しく迫ること。

一、中小企業への異常な「貸し渋り」「貸し剥がし」をやめ、メガバンクの社会的責任を果たすこと。
上記、重ねて強く要請いたします。 以上